

新ごみ処理施設稼働後のごみの収集回数等の内容（案）

令和8年7月9日

行田市環境課

【分別区分及び収集回数】

令和10年4月1日から稼働予定の新ごみ処理施設の分別区分については、令和4年3月策定の「行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づいて以下のとおり変更する予定です。

なお、収集回数等についても以下のとおり変更する予定です。

＜新施設稼働まで＞

分別区分・ 収集回数	主な分別品目
燃やせる ごみ 週3～4回 月・水・金 または 月・火・水・金	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など
燃やせない ごみ 週2回 月・木 または 火・金	プラスチック・ビニール類
	プラスチック製容器包装
	金属・ガラス類・陶磁器類など
	<u>ペットボトル</u>
粗大ごみ 月1回	寝具・家具・小型家電など
有害ごみ 月1回	スプレー缶・ガスボンベ 蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など
資源物 【缶・ビン】 月2回 【紙・布】 月1回	缶類・ビン類・紙類・布類

＜新施設稼働後(案)＞

分別区分・ 収集回数	主な分別品目	収集場所
燃やせる ごみ 週3回 月・水・金 または 火・木・土	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など	燃やせる ごみ集積所
	<u>プラスチック・ビニール類 （ペットボトルを除く）</u>	
	<u>プラスチック製容器包装</u>	
燃やせない ごみ 月1回	金属・ガラス類・陶磁器類など	燃やせない ごみ集積所
粗大ごみ 月1回	寝具・家具・小型家電など	粗大ごみ 集積所
有害ごみ 月1回	スプレー缶・ガスボンベ 蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など	有害ごみ 集積所
資源物 【ペットボトル】 週1回 【缶・ビン】 月2回 【紙・布】 月1回	<u>ペットボトル</u>	<u>燃やせない ごみ集積所</u>
	缶類・ビン類・紙類・布類	資源物 集積所

【「燃やせるごみ」の収集袋変更について】

- ・紙袋から透明または半透明のポリエチレン製袋に変更。（異物混入防止等のため）
- ・本格運用（ポリエチレン製袋のみ収集）開始日：令和10年4月1日（予定）

【ペットボトルの収集について】

- ・分別区分を「燃やせないごみ」から「資源物」に変更。
- ・「燃やせないごみ集積所」に、ビニール袋で排出。（収集は週1回）

【缶の収集について】

- ・アルミ缶・スチール缶を分別せずに排出。

【ビンの選別方法について】

- ・無色、茶色、その他の3種類に分別して排出。

【剪定枝（直接搬入分）について】

- ・新ごみ処理施設に直接搬入された剪定枝は「資源物」とし、堆肥化して頒布。